

令和6年 第6回飯舘村議会定例会

令和6年9月議会定例会は、8月30日から9月13日までの日程で開かれました。一般質問は9月3日・4日に行われ、村議員が村政の重要な課題等について村側の考えを質しました。

議案審議は13日に行われ、提出された議案はすべて原案どおり可決されました。



今議会で可決された議案など

令和6年度飯舘村一般会計及び各特別会計等に係る補正予算

令和5年度飯舘村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例

飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例

特定復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部を改正する条例

商業施設売場用商品棚の取得について

福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2農業基盤整備工事（水路工）前田・八和木地区第11回工事請負契約について

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

村長村政報告

紙面の都合上、一部省略しています。

行政区懇談会について

昨年まで、村は住民の声を直接聞く機会として、8月に「住民懇談会」を、11月に「行政区ヒアリング」を開催してきましたが、本年度はこれらを合わせた「行政区懇談会」として各行政区集会所を会場に開催しました。

令和7年度に第2期復興・創生期間が終了することから、飯舘村をはじめ被災自治体及び県では、同期間以降の復興事業の継続や支援策等について国に対し要望を行っています。令和6年度は令和8年度以降の復興支援策の枠組みを決める重要な時期であることから、行政区における喫緊の課題に対応すると共に、将来に向けた村の課題を早期に取りまとめ国に届ける機会とするため、5月から8月末までに20行政区全てで「行政区懇談会」を開催したものです。

懇談会で出された意見や要望は、取りまとめ整理した上で、令

和8年度以降の復興策をはじめとする国・県要望につなげていきたいと考えています。

長泥地区の避難指示解除の状況について

長泥地区に残る帰還困難区域（特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園以外の区域）の避難指示解除については、堆肥製造施設及び特定復興再生拠点区域外の外縁部除染済み農地の一部で令和7年春の避難指示解除を目指すことについて、本年5月に説明会を開催し同意をいただいていることから、その準備を進めています。また、それ以外の区域についても行政区役員会を主とした住民の皆様との協議、国・県との協議を進めているところです。引き続き、飯舘村全域の避難指示解除に向けて、尽力していきます。

いいたて村の道の駅までい館

平成29年8月12日にオープンしてから今年7月末までのレジ客数は、までい館が80万6536人、セブンイレブンが177万1274人です。

ています。

村道機能回復工事（舗装工事）は、現在、15路線4.5kmの工事を発注しており、12月末の工事完了を見込んでいます。合わせて村管理の普通河川、17河川においても除草作業を進めており、10月末に完了する予定です。

教育委員会関係

学校管理においては学校給食の民間業者への業務委託を進め、2学期からの提供体制を整えてきたところです。8月21日には給食試食会を実施し、味や質に変わりがなかったことを確認しました。これまでも同様、村内産の食材利用を進めると共に、安心・安全な学校給食の提供に努めていきます。

こども園においては、保護者との密な連絡体制が確立され、安心・安全の保育がなされています。学校における学習環境では、タブレットの活用によるICT化が日常的になり、オンライン授業や双方向の授業を取り入れながら、さまざまな活用形態が広がってきているところです。

風の子広場・ドッグラン

ふかや風の子広場の利用者は、本年4月から7月末までで2914人です。ドッグラン「のびのび」の利用は本年4月から7月末までで228件、300頭です。どちらの施設も大変ご好評をいただいております。村内外の方の多くのお客様に楽しんでいただいています。

宿泊体験館きこり

本年4月から7月末までの全体利用客数は5076人で、このうち素泊まり宿泊利用者は519人、入浴施設利用者は3144人です。

本年5月より軽食を提供している「やまばうし」の利用者数は、7月末までに1084人となっています。その他、会議利用のお客様も増えており、村民の憩いの場、交流の場として多くの方の利用がありました。

あいの沢キャンプ場

ファミリーキャンプをはじめ様々なスタイルのキャンパーにお越しいただき、4月から7月末までに1068人の利用がありました。

木質バイオマス施設等緊急整備事業

6月30日に、議長はじめ議員の皆様にもご出席をいただき、「飯舘みらい発電所」竣工式が開催されました。なお、営業運転開始については性能面、安全面確保のための追加作業を行うこととなったため、予定より少々遅れる見込みとなった旨、報告を受けています。

建設関係

行政区で実施する住民参加型環境保全事業による村道の草刈りについては、16行政区において、1回目の草刈りが完了し、今後2回目の草刈りを実施する予定です。その他の路線は、村内業者への委託により草刈りを進めています。また、国県道については、県による道路愛護交付金により地元で対応可能な16行政区約141.4kmの草刈りを実施しています。今年度については、県道原町川俣線において、年2回の草刈りを実施していきます。また、県による河川愛護交付金により、関沢地区において1.7kmの河川の草刈りを実施し